



消費生活相談員の
佐藤です！

東濃西部

消費生活相談員の
藤原です！



消費生活相談のあれこれ

NO.24

発行：東濃西部広域行政事務組合

ヒヤリ、ハッと消費者事故

消費者庁は消費者事故の情報を一元的に集約し、分析や公表、消費者に注意喚起するという役割があります。事故のない安全・安心な社会を育成するためには、消費者一人一人が、実際に発生した事故の情報に関心を持ち、どの製品にどのような危険が潜んでいるかを知って、事故防止に努めることが重要です。消費者庁や国民生活センターから定期的に事故情報や、製品のリコール情報も公表されていますので是非活用してください。また、自分が事故や被害にあったり、被害にあいそうになりヒヤッとしたときは、その情報を消費生活相談窓口連絡するなどして消費者庁に集め、消費者が活用できる情報にすることが大切です。消費者一人一人の行動が、安全で安心して暮らせる社会を作ることにつながります。

ほんとーに こんな相談ありました



アパートの家賃を2ヵ月滞納した。今月は絶対に月末に支払うつもりだったが、給料が遅れたので、約束の日から10日遅れてしか払うことが出来なくなった。管理会社に伝えたら、今すぐに部屋を引き渡すように言われた。出ていかなければならないか。

アドバイス

判例では短期間の賃料不払いだけで、一方的に貸主から契約解除は出来ないとしています。一定期間の催告が必要であることや、借主と貸主の間で信頼関係が破たんしたような状況であるかが解約事由とされています。賃料の延滞が発生しそうなときは、信頼関係の維持に努めることが大切です。

新規・継続 9 月の相談件数 ■10件 ■1件

店舗販売 ■■■■■ 33

訪問販売 ■■ 11

電話勧誘販売 ■■■■■■ 7

通信販売 ■■■■■■■■ 18

多重債務 ■■■■ 4

その他 ■■■■ 5

問い合わせ ■ 1

消費生活相談窓口では、出前講座を行っています。地域の集まりやサークル活動、老人会などへ相談員が講師としてお伺いします。内容をご相談に応じます。